

令和7年度障がい者対象委託職業訓練受託希望者募集要項
(知識・技能習得科：OA 関係コース)

1 職業訓練を委託する産業技術専門校

愛媛県立愛媛中央産業技術専門校

〒799-1534 今治市桜井団地4丁目1-1

2 施設・機器等に関する基準

今治市・西条市管内に所在する企業団体等で、次の要件を備えていること

- (1) 1度に訓練生10名の受け入れが可能であること
- (2) 訓練生1人あたり1台のパソコンが設置されていること
- (3) パソコンについては以下の基準を満たしていること
 - ・OSはWindows(訓練期間終了までメーカーサポートが切れないもの)
 - ・ディスプレイは液晶15インチ以上であること
 - ・アプリケーションはWord・Excel(訓練期間終了までメーカーサポートが切れないもの)
- (4) インターネットやメールの訓練が実施できること
- (5) 出入口スロープ(出入口に段差がある場合)、エレベーター(教室、実習場、トイレ等がすべて1階にある場合以外)及び身体障がい者用トイレが整備されており、身体障がい者の受け入れが可能であること
- (6) 訓練生の休憩場所が確保されていること

3 指導員等に関する基準

- (1) 委託訓練に従事する指導員は、担当する訓練内容(カリキュラムに盛り込まれているパソコン、ビジネスコミュニケーション等)に関する指導や、IT機器操作に関するアドバイザー業務等に従事した経験が1年以上ある等、十分に指導を行うことができる能力を有していること
 - ※委託訓練に従事する指導員としては、メイン指導員、サブ指導員、訓練の途中でメイン・サブ指導員の交代を想定している場合の指導員とする(以下の項目についても同様とする)
- (2) 指導員が急病等の場合、代替職員を確保できる等、訓練に支障が生じない体制となっていること
- (3) 車椅子利用等、バリアフリーのITに係る講習のノウハウを十分に有していること

4 訓練対象者

次のいずれにも該当する者を対象者とする

- (1) 障がい者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第2条第1号に規定する障がい者(身体障がい者、精神障がい者、知的障がい者)であって、公共職業安定所に求職申し込みを行っている者であること

- (2) 当該職業訓練の全課程を修了できる能力を有していること
- (3) 公共職業安定所長の受講推薦又は受講指示を受けた者であること

5 提出書類

- (1) 別紙 受託希望申込書
- (2) 申込書付記
- (3) 訓練カリキュラム案

要件 ①パソコンを用いた OA 関連の訓練であること

②様式は任意とするが、教科の具体的な内容と各教科の時間数がわかるように作成すること

③1日の訓練時間は6時間を標準とし、月当たり100時間を標準に、下限の時間を80時間(ただし、1単位時間が45分以上60分未満とする場合にあっては、当該1単位時間を1時間とみなす)とする

6 委託費の上限

- (1) 委託費の上限は、訓練生1人あたり月額64,000円(外税)とし、その範囲内で本校校長が予定価格を定める
- (2) 就職支援に係る委託費として、対象となる就職者1人あたり20,000円(外税)を加算する(対象となる就職者とは、訓練修了後3か月以内に雇用保険の被保険者として就職又は内定した者のうち、週の所定労働時間が20時間以上で雇い入れられた者及び自営を開始した者とするただし、障害福祉サービスへの就職は除く)

7 受講者の募集

公共職業安定所にて定員の範囲で受講者を募集する
(ただし、受講者数が定員に満たない場合がある)

8 応募期限

令和7年5月23日(金曜日)正午まで

応募書類の審査により入札指名業者を選定の後、6月上旬に入札(応募者が複数の場合)にて委託先を決定

9 訓練の開始時期

8月上旬 予定

問い合わせ先

愛媛県立愛媛中央産業技術専門校 教務主任 田窪 潤
(TEL 0898-48-0525 FAX 0898-47-3955)